

〔平 12 . 4 . 25〕
〔基 小 19 - 4〕

地 方 稅 關 係 資 料

（ 參 考 資 料 ）

個人住民税の概要

(個人住民税の性格)

・平成11年度の税制改正に関する答申(平成10年12月)(抄)

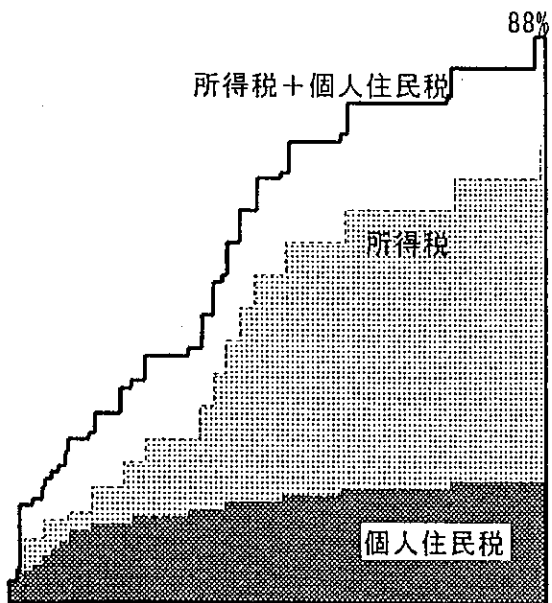
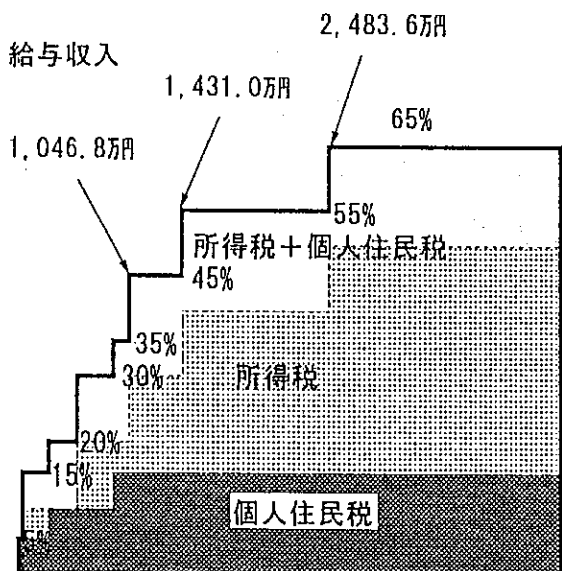
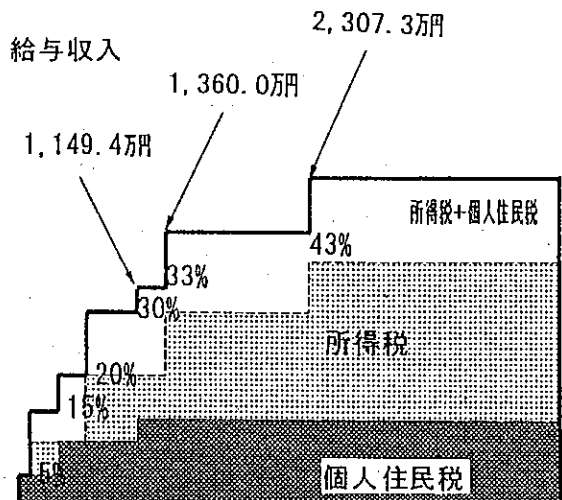
三 今後の検討課題・抜本的見直し

2 個人所得課税

「個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっていることなどを十分踏まえて検討を行う必要があると考えます。」

区 分		個 人 住 民 税			(参考) 所 得 税	
課税主体		賦課期日（1月1日）現在の住所地の市（区）町村及び都道府県			国	
納税義務者		市町村・都道府県内に住所を有する個人等			日本国内に住所又は居所を有する個人等	
課税方式		賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）			申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）	
課税標準		（所得割）前年中の所得金額			所得金額（現年）	
所得控除		・ 基礎控除 33万円 ・ 配偶者控除 33万円 ・ 配偶者特別控除 最高33万円 ・ 扶養控除 33万円 等			・ 同左 38万円 ・ " 38万円 ・ " 最高38万円 ・ " 38万円 等	
課税最低限		夫婦子2人（そのうち1人は特定扶養親族） [平成12年度] 309.5万円			同左 [平成12年分] 368.4万円	
税率		課税総所得金額等 標準税率 (都道府県) (市町村) (合 計) 所 200万円以下 2% 3% 5% 得 700万円以下 2% 8% 10% 割 700万円超 3% 10% 13% 課税長期譲渡所得金額（平11.1.1～12.12.31の譲渡） (都道府県) (市町村) (合 計) 一律 2% 4% 6% 均 都道府県（標準税率） 1,000円 等 人口50万以上の市（同上） 3,000円 割 人口5万以上50万未満の市（同上） 2,500円 上記以外の市及び町村（同上） 2,000円			課税総所得金額等 税率 330万円以下 10% 900万円以下 20% 1,800万円以下 30% 1,800万円超 37% 課税長期譲渡所得金額（同左） 一律 20%	
税額控除		二重負担の調整のためのもの ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 政策的見地からのもの （なし） 定率による税額控除 ・ 所得割額の15%相当額（限度額4万円）を控除			二重負担の調整のためのもの ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 政策的見地からのもの ・ 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除 ・ 増加試験研究費特別控除 等 定率による税額控除 ・ 所得税額の20%相当額（限度額25万円）を控除	
税収（平成10年度決算額）		89,584億円			169,961億円	

所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	 所得税+個人住民税 88% 所得税 個人住民税 所 得 税：15段階 個 人 住 民 税：14段階	 給与収入 2,483.6万円 1,431.0万円 1,046.8万円 所得税+個人住民税 65% 55% 45% 所得税 個人住民税 35% 30% 20% 15% 所 得 税：5段階 個 人 住 民 税：3段階	 給与収入 2,307.3万円 1,360.0万円 1,149.4万円 所得税+個人住民税 50% 43% 33% 30% 所得税 個人住民税 20% 15% 所 得 税：4段階 個 人 住 民 税：3段階
課 税 最 低 限	（夫婦子2人所得者の場合） 236.7万円 (191.2万円)	327.7万円 (284.9万円)	368.4万円 (309.5万円)

（注）課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。

個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行（平成12年度分）
税 率 構 造	給与収入 5,482.7万円 → 18% 1,324.8万円 → 17% 415.8万円 → 16% 223.1万円 → 15% 14% 13% 12% 11% 9% 8% 7% 6% 5% 4.5% 市町村民税 4% 道府県民税 2% 14段階	給与収入 963.0万円 → 15% 3年3月改正前 509.6万円 → 10% 5% 市町村民税 4% 道府県民税 2% 3段階	給与収入 1,149.4万円 → 13% 584.6万円 → 10% 5% 9年3月改正前 市町村民税 3% 道府県民税 2% 3段階
課 税 最 低 限	（夫婦子2人の場合） 191.2万円（昭和62年度分）	284.9万円（平成6年度分）	309.5万円（平成12年度分）

個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移

区 分			昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度
市 町 村 民 税	標 準 税 率	①人口50万 以上の市	年額 800円	年額 700円	年額 600円	年額1,700円	年額2,000円	年額2,500円	年額3,000円
		②人口5万以上 50万未満の市	年額 600円	年額 500円	年額 400円	年額1,200円	年額1,500円	年額2,000円	年額2,500円
		③その他の市 及び町村	年額 400円	年額 300円	年額 200円	年額 700円	年額1,000円	年額1,500円	年額2,000円
道府県民税（標準税率）			—	—	年額 100円	年額 300円	年額 500円	年額 700円	年額1,000円

個人住民税収入額	(億円)	道府県民税	A	——	——	125	8,599	14,146	21,002	26,095
		市町村民税	B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075
		計	C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170
	うち均等割	道府県民税	D	——	——	19	98	174	266	456
		市町村民税	E	85	83	70	383	529	749	1,143
		計	F	85	83	89	481	703	1,015	1,599
	D/A			——	——	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7
	E/B			18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8
	F/C			18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8

※ 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額によりあん分した数値による。

法人住民税の概要

(1) 課税団体 都道府県及び市町村

(2) 納税義務者 都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 均等割(標準税率)

都道府県：資本等の金額に応じ 2万円～80万円(5段階)

市町村：資本等の金額及び従業者数に応じ 5万円～300万円(9段階)

(4) 法人税割 ・ 課税標準 原則として法人税法等の規定によって計算した法人税額

・ 標準税率 都道府県： 5% (制限税率 6%)

市町村： 12.3% (制限税率 14.7%)

・ 分割基準 2以上の都道府県又は市町村に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県又は市町村に納付

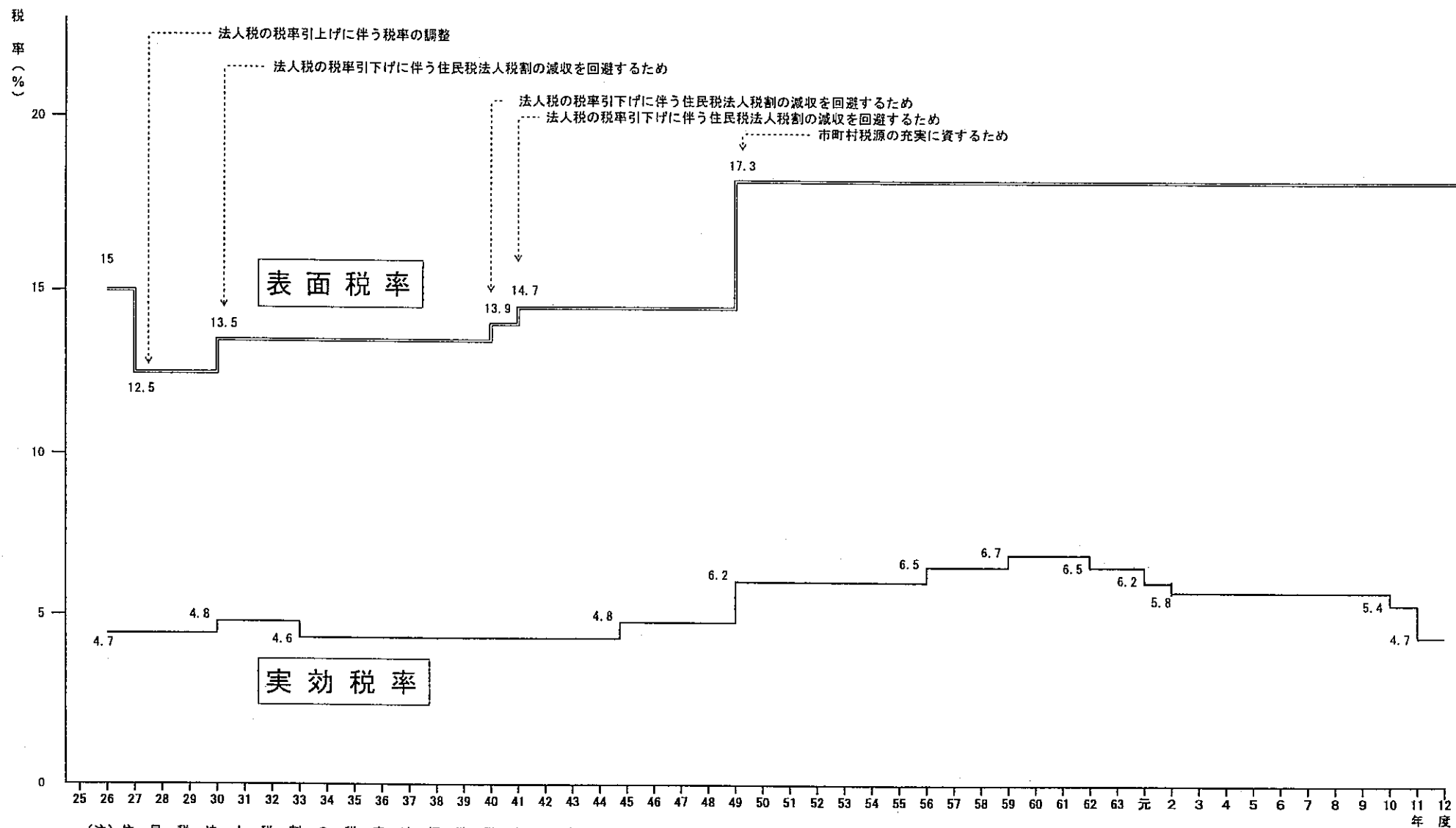
(5) 税収額

(単位：億円)

区 分	法人道府県民税(うち均等割)	法人市町村民税(うち均等割)	合 計(うち均等割)
平成10年度決算	8, 576 (1,268)	22, 915 (3,801)	31, 491 (5,069)

平成12年度地財計画額 6, 493 (1,296) 18, 025 (3,929) 24, 518 (5,225)

(参考) 法人住民税法人税割の税率の推移 (道府県分+市町村分)



法 人 事 業 税 の 概 要

(1) 課税団体 都道府県

(2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

(3) 課税標準 所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあつては収入金額

(4) 標準税率

① 所得金額課税法人

現 行 (平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用)	改 正 前
普通法人	普通法人
年400万円以下の所得 5.0% (Δ0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超800万円以下の所得 7.3% (Δ1.1%)	年400万円超800万円以下の所得 8.4%
年800万円超の所得及び清算所得 9.6% (Δ1.4%)	年800万円超の所得及び清算所得 11%
特別法人（協同組合等）	特別法人（協同組合等）
年400万円以下の所得 5.0% (Δ0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超の所得及び清算所得 6.6% (Δ0.9%)	年400万円超の所得及び清算所得 7.5%

（参考）平成10年度改正までは下記のとおり

普通法人	特別法人（協同組合等）
年350万円以下の所得 6%	年350万円以下の所得 6%
年350万円超700万円以下の所得 9%	年350万円超の所得及び清算所得 8%
年700万円超の所得及び清算所得 12%	

（現 行） （改正前）

② 収入金額課税法人 収入金額の1.3% 1.5%

(5) 税 収 42,114億円（平成10年度決算額）

（参考）

平成3年度決算額 64,763億円

↓

平成12年度地方財政計画額 36,528億円

法 人 事 業 税 の 税 率 の 推 移

年 度 区 分	昭和 25	29	32	34	37	39	49	50	平成 10	11 (現行)
普通法人に 対する税率	12% →								11%	9.6%
軽減税率		年 50万 円以下 10%	年100万 円以下 10%	年200万 円以下 10%	年200万 円以下 9%	年300万 円以下 9%	年600万 円以下 9%	年700万 円以下 9%	年800万 円以下 8.4%	年800万 円以下 7.3%
			年 50万 円以下 8%	年100万 円以下 8%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%
				年 50万 円以下 7%						
特別法人に 対する税率	8% →								7.5%	6.6%
軽減税率				年 50万 円以下 7%	年100万 円以下 6%	年150万 円以下 6%	年300万 円以下 6%	年350万 円以下 6%	年400万 円以下 5.6%	年400万 円以下 5%

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

外形標準課税の検討の経緯等について

昭和24年9月 シャウプ使節団『日本税制報告書』（第一次シャウプ勧告）

昭和25年
昭和26年

道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に、実施されないうまま廃止）

昭和39年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の付加価値額によることが適当）と答申

昭和43年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による付加価値額の併用案）を答申

平成8年 政府税制調査会法人課税小委員会報告

「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」

「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考ええる。」

「外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、……なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。」

平成9年 政府税制調査会答申

「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」

平成10年 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置（4月）

政府税制調査会答申（12月）

「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。」

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月9日）

政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」(H11.7.9)のあらまし

外形標準課税の意義

地方分権を支える安定的な地方税源の確保

応益課税としての税の性格の明確化

税負担の公平性の確保

経済構造改革の促進

※ 課税の仕組みについて、専門的・理論的に検討

望ましい外形基準のあり方

事業活動規模を適切に表すもの、
普遍性、中立性

簡素で納税事務負担が小さな仕組み

小委員会で検討した外形基準の4つの類型

① 事業活動によって生み出された価値 (事業活動価値(仮称))

- ・「利潤」+「給与総額」+「支払利子」+「賃借料」により算定
- ・法人事業税の全体を事業活動価値による課税とすべき(経過措置として所得基準による課税と併用)

② 給与総額

- ・給与総額は事業活動価値の概ね7割を占めているもの
- ・所得基準による課税と併用することが適当
- ・事業活動価値に近似する仕組みとの性格付けが可能

③ 物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準(事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費)と人的基準(給与総額)の組合せ
- ・所得基準による課税と併用することが適当

④ 資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税(事務所等の数や従業者数を加味)
- ・所得基準や他の外形基準による課税との組合せを基本とすることが適当

※・税率は、受益に応じた税負担という観点から、基本的に、比例税率が適当。
・これまでの税收規模が大きく変化することは前提とせずに課税の仕組みを検討。

改革に伴う諸課題

外形標準課税の導入に際しての課題

- ① 税負担変動について、税負担能力への配慮等から、所得基準による課税と併用
- ② 納税事務負担軽減等の観点からの簡素化の工夫
- ③ 外形基準に応じ既存地方税との所要の調整

税負担等への配慮に関する課題

- ① 中小法人に対する一定の配慮が必要
- ② 雇用への影響についての留意が必要
- ③ 適切な経過措置が必要

(結び)

- ・できるだけ早期に外形標準課税の導入を図ることが望ましい。なお、その具体的な実施時期は、景気の状態等を踏まえて判断する必要。
- ・今後、各界各層で幅広く議論され、国民的な合意の形成が図られることを期待。